国体会計担当者　説明会

報告書様式について

　　スポーツ振興課に報告を行う様式は決まっている。

　　事業報告　様式２

　　予算決算　予算変更　　様式３

　　　様式３の根拠となる証拠書類（旅費領収書等）

　　スポーツ振興課の補助金対象になる支出については、この様式でお願いしたい。

　　特に旅費等領収書につきましては、県協会のものと異なっています。

* 県協会旅費規程が通用しない場合があります。

（１）　県協会旅費計算

JR使用の場合　　自宅最寄りの鉄道駅より集合場所最寄りの駅

鉄道料金往復　＋　市内交通費500円

　　　　　　　市内交通費　500円は支給できない

　　　　　　　バス停を記載しておけば、バス運賃を計上できる。

　　　　　自宅・会場が同一市内　　県協会規程　　1,000円

　　　　　　　起点・終点が同じ場合には旅費支出できない。

　　　　　　　バス停記載で経路がはっきりすれば支出可能

　　対象の支出　　資料を参考にしてください

　　　役員　旅費　日当

指導者の旅費　謝金

　　　対象生徒児童の旅費補助

　　　トレーナーの旅費　謝金

　　　会場借用料（公式な領収書が必要）

　　　傷害保険（指導者　選手）

　　　消耗品

　　対象とならない支出項目

　　　昼食代

　　　（遠征等は１泊２食を基本　　食事がない場合には　朝食・夕食を別途計上可能）

　　　審判謝金　DC等でゲーム形式の練習の際、審判を委嘱

　　　　あくまでも強化する選手　スタッフが対象である

　　　　（審判も指導スタッフが行ったということであれば旅費・日当または謝金支払可）

様式は、県協会で使っているもので構いませんが、必要な情報をきちっと記入してください。

また、ここが大きく違うところですが、原則印鑑で受領ということになっております。

印鑑のない時には、**フルネームサインで対応できます。**

起点と終点が同じ場所　　市内交通費　として1,000円支払うことができるようになっておりますが、これができません。

市内であっても　起点バス停　終点バス停が記載されれば　支出できます。

限られた予算の中で、工夫をされて本来旅費が1,700円かかるところを1,500円の支給にした場合には、その1,500円は補助対象経費になります。

逆に　本来1,700円かかるところ2,000円支払ってしまった場合には、その1700円は見てくれるが、300円は補助対象外になってしまうことになります。

また、予算項目の流用は行わないでください。

また、今年度はこの項目で支出が少なかったので、備品を購入したいとかは、できません。

スポーツ振興課報告につきましては、支出できる項目が限定されております。

ご注意ください。

ブロック国体　派遣費について

　監督1名分　　選手12名（11名）の　交通費　宿泊費の半額を補助してもらう。

　総監督1名分も入れて構わない（４種別で1人）　川村先生

本国体　派遣費について

　総監督1名　監督1名　選手12名（11名）の交通費　宿泊費全額補助してもらう。

報告書の提出が必要